

ボイラー据付け工事作業主任者技能講習、化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習及び普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習規程の一部を改正する件 新旧対照条文

○ ボイラー据付け工事作業主任者技能講習、ボイラー取扱技能講習、化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習及び普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習規程（昭和四十七年労働省告示第百十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

ボイラー取扱技能講習、化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習及び普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習規程

現 行

ボイラー据付け工事作業主任者技能講習、ボイラー取扱技能講習、化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習及び普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習規程

第一章 ボイラー据付け工事作業主任者技能講習

（講師）

第一条 ボイラー据付け工事作業主任者技能講習（以下この章において「技能講習」という。）の講師は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）別表第二十第九号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者とする。

（講習科目の範囲及び時間）

第二条 技能講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。

講習科目	範囲	講習時間
ボイラーの構造、 取扱い及び燃料に 関する知識	種類 構造 材料 工作 附 属装置及び付属品 自動制御 装置 性能及び試験 水処理 その他取扱方法 燃料及び燃 焼方法	七時間

ボイラーの基礎、れんが積み及び断熱の工事に関する知識	基礎工事、れんがの特性及び積み方、キヤスタブル耐火材及びプラスチック耐火材並びにこれらの施工方法、断熱材料及びその施工方法	五時間
ボイラーの本体及び附属設備等の据付けに関する知識	丸ボイラー、水管ボイラー及び鑄鉄製ボイラーの据付工事、煙突及び煙道の築造、配管工事	五時間
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）、ボイラー及び圧力容器安全規則（以下「ボイラー則」という。）及びボイラー構造規格（平成十五年厚生労働省告示第九十七号）中の関係条項	三時間

2 前項の技能講習は、おおむね百人以内の受講者を一単位として行うものとする。

（講習科目の受講の一部免除）

第三条 ボイラー則第二百二十条第四号又は第五号に掲げる者は、技能講習の講習科目のうちボイラーの構造、取扱い及び燃料に関する知識の受講の免除を受けることができる。

（修了試験）

第四条 技能講習においては、修了試験を行なうものとする。

2 前項の修了試験は、講習科目について、筆記試験によつて行な

第一章 ボイラー取扱技能講習

(講師)

第一条 ボイラー取扱技能講習（以下この章において「技能講習」という。）の講師は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）別表第二十第二十三号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者とする。

(講習科目の範囲及び時間)

第二条 技能講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。

講習科目	範囲	講習時間
(略)	(略)	(略)
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）、ボイラー及び圧力容器安全規則（以下「ボイラー則」という。）及びボイラー構造規格（平成十五年厚生労働省告示第九十七号）中の関係条項	(略)

2 (略)

(講習科目の受講の一部免除)

う。

3 前項に定めるもののほか、修了試験の実施について必要な事項は、厚生労働省労働基準局長の定めるところによる。

第二章 ボイラー取扱技能講習

(講師)

第五条 ボイラー取扱技能講習（以下この章において「技能講習」という。）の講師は、労働安全衛生法別表第二十第二十四号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者とする。

(講習科目の範囲及び時間)

第六条 技能講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。

講習科目	範囲	講習時間
(略)	(略)	(略)
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、ボイラー則及びボイラー構造規格中の関係条項	(略)

2 (略)

(講習科目の受講の一部免除)

第三条 (略)

(修了試験)

第四条 技能講習においては、修了試験を行うものとする。

2 前項の修了試験は、講習科目について、筆記試験によつて行う。

3 前項に定めるもののほか、修了試験の実施について必要な事項は、厚生労働省労働基準局長の定めるところによる。

第二章 化学設備関係第一種压力容器取扱作業主任者技能講習

(講師)

第五条 化学設備関係第一種压力容器取扱作業主任者技能講習（以下この章において「技能講習」という。）の講師は、労働安全衛生法別表第二十第九号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者とする。

(講習科目の範囲及び時間)

第六条 (略)

2 (略)

(修了試験)

第七条 (略)

第三章 普通第一種压力容器取扱作業主任者技能講習

(講師)

第六条の二 (略)

(修了試験)

第七条 第四条の規定は、技能講習について準用する。

第三章 化学設備関係第一種压力容器取扱作業主任者技能講習

(講師)

第八条 化学設備関係第一種压力容器取扱作業主任者技能講習（以下この章において「技能講習」という。）の講師は、労働安全衛生法別表第二十第十号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者とする。

(講習科目の範囲及び時間)

第九条 (略)

2 (略)

(修了試験)

第十条 (略)

第四章 普通第一種压力容器取扱作業主任者技能講習

(講師)

第八条 普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習（以下この章において「技能講習」という。）の講師は、労働安全衛生法別表第二十第十号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者とする。

（講習科目の範囲及び時間）

第九条 （略）

2 （略）

（修了試験）

第十条 （略）

第十一条 普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習（以下この章において「技能講習」という。）の講師は、労働安全衛生法別表第二十第十一号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者とする。

（講習科目の範囲及び時間）

第十二条 （略）

2 （略）

（修了試験）

第十三条 （略）